

# 消防員装具用呼吸具の警報装置に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

消防員装具用呼吸具の警報装置に関する事項

## 改正理由

消火装置等の仕様を規定する火災安全設備コード（FSS コード）の 3 章において、消防員装具用呼吸具には、使用者の安全確保の観点から、シリンダ内の空気残量が 200l 以下に低下する前に使用者に空気残量の低下を警告する可聴警報及び可視装置もしくはその他の装置を備えるよう規定されている。

IMO において、上記の可視装置に関して、自動的に警報を発する装置とする必要があるのか、使用者がシリンダ内の空気残量を確認できる圧力指示器とすれば十分であるかについて検討が行われた結果、2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会（MSC94）において、圧力指示器が可視装置として認められる旨を明確にする統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1499 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1499 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

消防員装具用呼吸具の圧力指示器は、可視装置とみなせる旨規定した。